

## 学校におけるいじめ防止等に関する事業

## 1 基本方針等

【国】「いじめ防止対策推進法」平成25年9月28日施行

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文部科学大臣決定  
平成29年3月14日改定

【県】「鹿児島県いじめ防止基本方針」平成26年3月20日策定，平成29年10月6日改定

- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| ○ いじめの防止         | ○ いじめの防止等のために県が実施する施策      |
| ○ いじめの早期発見       | ○ 県立学校いじめ防止基本方針の策定         |
| ○ いじめへの対処        | ○ 県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 |
| ○ 教職員の資質向上       | ○ 県立学校におけるいじめの防止等に関する措置    |
| ○ 地域や家庭，関係機関との連携 | ○ 重大事態への対処                 |

【基本認識】「1件でも多く発見し，それらを解消する」

【市町村・学校】「地方いじめ防止基本方針」（各市町村）全市町村策定済み  
「学校いじめ防止基本方針」（各学校）全校策定済み

## 2 未然防止

## (1) 道徳教育

- ・ 「特別の教科 道徳」平成30年度から小学校，令和元年度から中学校で教科化  
授業時数：年間35時間
- ・ 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え，考え，議論できるよう，道徳の授業を推進する。（すべての道徳の教科書でいじめの問題が扱われている）
- ・ 高等学校における道徳教育  
人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし，各教科・科目等のそれぞれの特質に応じて，適切な指導を行う。

## (2) いじめ問題の未然防止のための人権教育実践例集「仲間づくり」（H27～H29）

いじめ問題の未然防止に焦点を当て，「いじめを生まない学級づくり」をめざし，各学校で取り組むための教師用指導資料として，学習展開例やその実践例を掲載したものを作成・配布している。

配布対象：公立小・中学校・高等学校・特別支援学校，教育事務所，市町村教委

## (3) いじめ防止子どもサミット（H27～毎年12月に実施）

県内の子どもがさまざまな活動を通して交流したり，子どもたちが主体的に議論し合ったりするなどの取組を通して，いじめの防止について地域や校種を超えて共に考

えさせる。

(H30年度)

開催日時：平成30年12月25日（火） 9：40～11：45

場 所：県庁2階講堂

参加者：小・中・高等・特別支援学校の児童生徒，保護者（約150人）

- 主な活動：
- ・ 「いじめ」を題材にした演劇を鑑賞し，いじめの防止について自分たちができることについて考える。
  - ・ 参加型体験学習及びディスカッション  
ディスカッションテーマ「いじめ防止のために望むこと」
  - ・ いじめ防止宣言

#### (4) いじめ問題を考える週間（全校実施）

学期始めに，すべての公立学校の全学級において，いじめ問題に関する授業を実施し，児童生徒にいじめは絶対に許されない行為であること，絶対に自ら命を絶ってはならないこと等を伝えることにより，いじめ問題の解決を図る。

実施時期：1学期，2学期（前期，後期）のできるだけ早い時期（4月，9月又は10月）の1週間

主な取組：

##### 【小・中・高等学校共通】

- 児童生徒の活動
  - ・ いじめ根絶宣言の提言
  - ・ ポスター・標語の作成
- いじめの問題等に関する校内研修
  - ・ 学校いじめ防止基本方針の共通理解
- 保護者のいじめに対する意識を高めるために取り組んだ事例
  - ・ いじめ対策リーフレット等の啓発資料の配布

##### 【小学校】

- 情報モラルに関する指導について
  - ・ インターネットの利便性と利用の際の危険性についての指導
- 保護者のいじめに対する意識を高めるために取り組んだ事例
  - ・ 学校・学級だよりでの「いじめ問題を考える週間」の取組紹介

##### 【中学校】

- 情報モラルに関する指導について
  - ・ 外部講師によるネットやSNS等利用についての講話
- 保護者のいじめに対する意識を高めるために取り組んだ事例
  - ・ PTA総会及び学年・学級PTAで学校の方針を説明

##### 【高等学校】

- 情報モラルに関する指導について
  - ・ 全校生徒・職員を対象に，ネット上におけるいじめやSNS等を利用する際のモラルに関する講演を実施

(5) **SOSの出し方に関する教育（R元年度～）**

児童生徒が問題や悩みを抱えたとき、どのようにして助けを求めればよいのかを具体的かつ実践的な方法で児童生徒が学ぶ機会を設ける。

対 象：小学校6年生，中学校1～3年生

実 施 校：小学校3校，中学校5校 計8校

実施形態：講師派遣（担任と講師による授業実施）

内 容：担任と社会福祉の専門家である保健師，社会福祉士，スクールカウンセラー等が共に授業を実施することで，命や暮らしの危機に直面したとき，誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶ。

(6) **弁護士を活用したいじめ予防授業（R元年度～）**

法律の専門家である弁護士等を学校に招聘し，いじめは刑事罰に該当する行為であることなど，法的側面からのいじめ予防授業等を児童生徒に対して行う。また，教職員に対しては，いじめ防止等の関係法令に関する研修を行う。

実 施 校：小学校1校，中学校2校 計3校

(7) **情報モラル教育**

○ **大学生ネット指導者キャラバン事業（H28～30年度）**

SNSによるいじめの問題やインターネットを介したトラブルへの対応を図るため，ネットトラブルやSNS利用に詳しい大学生を学校に派遣して，教員と共に授業を実施することで，児童生徒のネットトラブルへの理解を深め，ネットいじめに係る指導の充実を図る。

実績：H28 小学校3校，中学校11校，高校2校 計16校 大学生延べ39人派遣

H29 小学校4校，中学校11校，高校1校 計16校 大学生延べ38人派遣

H30 小学校5校，中学校10校，高校1校 計16校 大学生延べ39人派遣

(8) **リーフレット等の配布**

○ **「いじめ対策リーフレット」家庭用**

いじめに気付くための家庭でのチェックポイントや，インターネットトラブルを防ぐための対応方法等をまとめたリーフレットを配布し，家庭と学校・地域等の関係者の共通理解と協力により，いじめの未然防止・早期発見・早期解消を図る。

配布対象：全公立中学校1年保護者

○ **「いじめ対策必携」教職員用**

いじめ問題の理解と適切な対応の在り方について，いじめられている子どもの出すサインや各学校における体制の整備などを内容とする教職員向けの小冊子を配布する。

配布対象：全公立学校教職員

### 3 早期発見

#### (1) 学校生活アンケート

- ・ 「児童生徒のいじめの実態調査」アンケート（H24年度作成）  
いじめの認知を行う際の一つの手段として活用を推進
- ・ アンケート様式の改善及び「アンケートの手引き」の作成（H30年度～）  
自由記述欄の設定により児童生徒の多様な意見を把握できるようにする。自分以外の児童生徒の状況について知らせたりする項目を追加するなど、児童生徒の状況をよりきめ細かく把握できるよう様式を見直す。
- ・ その他、児童生徒の状況を把握するツール  
学校楽しいーと、SNSチェックシート、ソーシャルスキルシート

#### (2) いじめの相談窓口

##### ○ かがしま教育ホットライン24（H19～）

全国統一フリーダイヤル	0120-0-78310 <sup>なやみいおう</sup>
固定電話専用フリーダイヤル	0120-783-574 <sup>なやみつこなし</sup>

いじめ問題等に悩む児童生徒や保護者が、いつでも相談できるよう夜間・休日を含めた24時間対応可能な相談体制の整備を行い、いじめ問題の早期解決を図る。

##### ○ SNSを活用した相談・通報事業（R元年度～）

相談アプリ又はウェブサイトによる、双方向のやりとりを通し、児童生徒の悩みの解決を図る。

実施期間：7月18日～9月11日

対象者：約78,200人

公立の中学校，義務教育学校(後期課程)，高校，特別支援学校の生徒

対応結果：SNS相談122件，SNS通報16件

#### (3) 学校ネットパトロール（H25年度～）

学校非公式サイト等への問題のある書き込みや画像について監視し，学校等へ情報を提供するなど，ネットいじめ防止対策を推進する。

（R元年度）

実施期間：8月～令和2年3月

対象校：285校（中学校，義務教育学校(後期課程)，高校）

## 4 いじめへの対処に向けた体制づくり

法・基本方針に基づき、すべての学校において、いじめ対策組織を設置して、いじめへの対処、情報共有、研修を実施している。

### (1) いじめへの対処

#### ○ 県いじめ防止基本方針（抜粋）

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。これに関連して、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得るという認識をもたなければならない。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

（中略）

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、直ちに警察に通報することが必要なものなどが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### (2) 研修等

#### ア 学校

校内研修、職員会議等における教職員間の共通理解

#### イ 市町村教育委員会

教員向け研修会、生徒指導主任連絡会

#### ウ 各地区教育事務所

各市町村教委指導主事会議、教員向け研修会

#### エ 県教育委員会

○ 各教育事務所・各市町村教委指導主事会議

○ 地区別高等学校等生徒指導連絡協議会

#### ○ 県総合教育センターの研修

生徒指導実践力・チーム向上プログラム→年10講座

- ・ いじめの未然防止・対応のための体制づくり講座
- ・ 児童生徒理解・開発的カウンセリング講座
- ・ チーム支援による生徒指導講座

### (3) 体制

#### ア スクールカウンセラー等の配置（H7年度～）

いじめや不登校など、悩みを抱える児童生徒やその保護者に対する教育相談を行うため、児童生徒への心理的な支援に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを学校に派遣する。

（R元年度）

配置状況：スクールカウンセラー75人

小中学校の派遣状況：全小中学校に派遣（例：中学校区に1人配置を基本として、中学校1校，小学校を3校を巡回して訪問）

高等学校の派遣状況：すべての県立高校64校（定通含む）へ定期派遣

#### イ スクールソーシャルワーカーの配置（H23年度～）

福祉等関係機関との連携を通じた児童生徒の生活環境等への働きかけにより、児童生徒の課題解決を図るため、福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置する。

（R元年度）配置状況：スクールソーシャルワーカー87人，41市町村で実施

#### ウ スクールサポーターとの連携

学校と警察の「橋渡し役」として、県警が配置するスクールサポーター（警察OB等）が学校を訪問し、児童生徒の非行防止・安全確保等に関する助言等を行う。

（R元年度）

スクールサポーター 11人

## 5 関係機関との連携・有識者会議

### (1) いじめ問題対策連絡協議会（年2回）

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「いじめ防止対策推進法」第14条第1項に定める「いじめ問題対策連絡協議会」を設置。

委員：学校，教育委員会，児童相談所，地方法務局，県警，フリースクールなどの関係機関及び関係団体

### (2) 重大事態発生時の調査組織（鹿児島県いじめ調査委員会）設置の予算化

「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に規定する重大事態が県立学校で発生した場合，学識経験を有する第三者で構成し，公平性・中立性のもとに，その事実関係を明確にするための調査を行う。